企画競争説明書

業務名称: ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト

案件番号: <u>180459</u>

【内容構成】

第1 企画競争の手続き

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)

第4 業務実施上の条件

2018年12月5日 独立行政法人国際協力機構 調達部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月5日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称:ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト
- (2)業務内容:「第3業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型:
 - ()成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款 すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (O)業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款 国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定):2019年3月 ~ 2020年4月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第二課、加藤 真一郎、Kato, Shinichiro2@jica, go, ip】

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争 から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争 への参加を認める。

(2)積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争 資格参加」(https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加 資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」 >「競争参加資格」(https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)に示す資格確認 手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。 その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限:2018年12月12日 12時
- (2)提出先・場所:上記4.窓口
 - 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
 - 注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして います。
- (3) 回答方法: 2018年12月17日までに当機構ホームページ上に行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:2018年12月21日 12時
- (2) 提出方法:郵送又は持参
 - 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
 - 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3)提出先・場所:上記4. 窓口
- (4)提出書類:プロポーザル 正1部 写 <u>4</u>部 見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(特になし)
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) NPR1 = 0.966030円
 - b) US\$1 = 112.201000円
 - c) EUR1 = 127.778000円
- 5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、**別紙の「プロポーザル評価配点表」**に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html) プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/水管理/施設維持管理(2号)
 - b) 営農/水利組合(3号)
 - c) キャパシティ・アセスメント(3号)
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11 M/M

評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

(1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、<u>2019年1月18日(金)</u>までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。 なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- 4)若手育成加点*
- ⑤価格点*
 - * 4、5は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/corporate.html)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構 の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、 プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ の対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに 準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は

便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを 不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれ に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。
 - 本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約 管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定め られている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイド ライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:灌漑農業/営農にかかる各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも 各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者(業務主任者/水管理/施設維持管理)】

(業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと。)

- a) 類似業務の経験:灌漑施設維持管理、水管理改善にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: (ネパール国及び全途上国) での業務経験
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等(照査技術者については必要資格の 認定書(写)を必ず添付して下さい。)
- f)特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む。)

【業務従事者:担当分野 営農/水利組合】

- a) 類似業務の経験:営農改善、組織強化にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: (ネパール国及び全途上国) での業務経験
- c)語学能力:<u>語学評価せず</u>
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等(照査技術者については必要資格の 認定書(写)を必ず添付して下さい。)
- e) 特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む。)

【業務従事者:担当分野 キャパシティ・アセスメント】

- a) 類似業務の経験:キャパシティ・アセスメント
- b) 対象国又は同類似地域: (ネパール国及び全途上国) での業務経験

- c)語学能力::英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等(照査技術者については必要資格の 認定書(写)を必ず添付して下さい。)
- e)特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む。)

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業 主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の 場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者を「専任の技術者」と称しま す。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1)共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6)通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で 業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配	点			
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.	00)			
(1)類似業務の経験	6. 00				
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4. 00				
2. 業務の実施方針等	(40.00)				
(1)業務実施の基本方針の的確性	16.00				
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18. 00				
(3)要員計画等の妥当性	6. 00				
(4) その他(実施設計・施工監理体制)					
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)				
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ			
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/水管理/施設維持</u> <u>管理</u>	(21.00)	(8.00)			
ア)類似業務の経験	8. 00	3.00			
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3. 00	1.00			
ウ)語学力	4. 00	1. 00			
エ)業務主任者等としての経験	4. 00	2. 00			
オ)その他学位、資格等	2. 00	1. 00			
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者</u>	()	(8.00)			
ア)類似業務の経験		3. 00			
イ)対象国又は同類似地域での業務経験		1. 00			
ウ)語学力		1. 00			
エ)業務主任者等としての経験		2. 00			
オ)その他学位、資格等		1.00			
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)			
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	5. 00	5. 00			
イ)業務管理体制	-	5. 00			
(2)業務従事者の経験・能力: 営農/水利組合	(12.	00)			
ア)類似業務の経験	9. 00				
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2.	00			
ウ)語学カ					
エ)その他学位、資格等	1.00				
(3)業務従事者の経験・能力: キャパシティ・アセスメント	(12.00)				
ア)類似業務の経験	7. 00				
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2. 00				
ウ)語学カ	2.00				
エ)その他学位、資格等	1.	00			

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は 副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業 務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認め ます。

1. 実施時期: 12月26日(水) 10:30~12:00 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所: 当機構本部(麹町) 2B会議室(2F)

3. 実施方法:

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル 提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設 置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3)海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2) の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してくださ い。
 - a)電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議 競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ネパール連邦民主共和国(以下、「ネパール」という。)では、労働人口(15歳から60歳)の65.1%(2011)が従事し、国内総生産(GDP)の28.8%(2016/17)に貢献する農林業は、社会・経済の両面で極めて重要である。

ネパール南部の東西に広がるタライ平野(標高約60mから300m)は、肥沃な土壌と水資源に恵まれ、同国の全耕作面積の53%、全灌漑面積の81%を占める穀倉地帯である(2011年)。天水条件または灌漑によりコメ・コムギ・野菜等が生産されており、全国の生産量に占める割合は、米で70%、小麦は58%、野菜では59%といずれも高い(ネパール国農業・農村開発プログラム形成準備調査最終報告書、2013)。また、タライ平野の農産物は北部の丘陵地域へも供給されており、同地域の生産性向上は国内の食料安全保障に大きく貢献する。

ネパール政府は、ドナーの支援を得て長年にわたり灌漑施設の整備に取り組んできている。しかし政府機関による基幹施設の操作・維持管理及び水利組合による末端施設の操作・維持管理、水管理、水利費徴収等が不十分で、灌漑施設が機能を十分発揮できない問題があるため、関連組織の能力強化が重要課題となっている。こうした課題に対応するために、ネパール政府は「農業開発戦略(2015年~2030年)」において、国内の通年灌漑面積割合を、段階的な拡大を通じて18%(2010年)から80%(2030年目標値)まで高める方針を定め、持続性に留意しつつ、農業生産性の向上と競争力の強化に取り組む方針を示している。

以上の状況下、ネパール政府は、タライ平野における灌漑施設の操作・維持管理能力の強化を目指す「タライ平野灌漑システム維持管理促進プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)を通した技術協力を我が国に要請した¹。

JICAは、同プロジェクトの必要性、要請の妥当性を確認するために、2018年9月に詳細計画策定調査を実施した。その結果、プロジェクトの枠組みについてネパール側と合意し、今般実施の運びとなったものである。

2.プロジェクトの概要

(1) 上位目標

プロジェクトで開発された灌漑農業モデルが、タライ平野灌漑地域で実践される。

(2) プロジェクト目標

中央政府、地方政府及び水利組合の協働による灌漑農業モデルが形成される。

(3) 期待される成果

¹ 要請時のプロジェクト名「タライ平野灌漑システム維持管理促進プロジェクト」は、関係機関との協議の上、「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」と変更した。灌漑施設の維持管理促進のためには、管理費の原資となる受益農家からの水利費徴収の改善が必要だが、その改善への前提は営農改善を通した農業収入の増加にある。よって維持管理促進だけではなく営農改善も付加した"灌漑農業全体の振興"が、協力要請の目的達成には必要だとの結論に至った。

成果1:カンカイ灌漑地区2のステークホルダー3自身により、同地区の灌漑農業

の課題が分析、共有され、その課題解決に向けた行動計画が策定される。

成果2:灌漑局と水利組合の協働により水管理が改善される。

成果3:灌漑局と水利組合の協働により施設維持管理が改善される。

成果4:パイロット地区の営農が改善される。

成果5:中央政府、地方政府及び水利組合向けの灌漑農業振興のためのガ

イドライン及び実践マニュアルが策定される。

成果6:タライ平野灌漑地域関係者4の灌漑農業振興のための能力が向上する。

(4) 対象地域

タライ平野内の灌漑地区(ただし、本契約の対象である第1フェーズに限っては、カンカイ灌漑地区が対象地域となる)

(5) 主な関係官庁・機関

カウンターパート機関:エネルギー水資源灌漑省水資源・灌漑局 協力機関:カンカイ灌漑地区が属する第一州政府、及び4市 (municipality) 役所

(6) プロジェクト実施期間

2019年3月から2024年3月までとする。

なお、本プロジェクトは、第1フェーズ(約1年)と第2フェーズ(約4年)に分けて 実施する。本業務は第1フェーズの業務のみの契約となる。

3.業務の目的

フェーズ1に対応する本業務の目的は、ステークホルダー自らがカンカイ灌漑地区の「灌漑農業改善」に向けた行動計画を策定するのを支援することである。

4. 業務の範囲

本業務は、ネパール政府と締結した協議議事録(以下、「R/D」)に基づいて実施される「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」の枠内で、「3.業務の目的」を達成するため、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7.報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

² カンカイ灌漑地区はタライ平野の東南部に位置する。行政区としては、第一州政府及び4つのMunicipalityに属している。同地区の灌漑面積は7,000ha、農家数は約11,000戸。ネパール灌漑局によると、同地区には基幹施設の機能不全等の重大な問題が見られていないため、技術協力の実施に向くとしている。同地区には、三次水路レベルのWUAが185組合あるほか、支線レベルの委員会が22、ブロック毎の委員会が5あり、これらを全体の委員会が統括する。当該地域においては、1990年代に開発計画調査、2011年、2016年に情報収集・確認調査を実施している。

³ 以降、原則ステークホルダーは、「2.プロジェクトの概要 (5)主な関係官庁・機関」に示されるカウンターパート機関と協力機関に、カンカイ灌漑地区の水利組合を加えたメンバーを指す。「カンカイ灌漑地区のステークホルダー」は、ステークホルダーから連邦政府(エネルギー水資源灌漑省水資源・灌漑局)を除いたものとする。

⁴ カンカイ灌漑地区以外の灌漑地区に属する市、州政府、水利組合等関係者を指す。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務の期間

前述のとおり、本業務はプロジェクト期間のうち第1フェーズ(2019年3月~2020年4月)を対象として実施する。

(2) 本業務のコンセプト

本業務のコンセプトは、「ステークホルダーの気づき」に基づく灌漑農業改善に 向けた行動計画策定にある。この気づきを促すことを主な目的として、1)キャ パシティ・アセスメント、2)水管理、灌漑施設維持・管理、営農(市場志向型 農業)の技術研修、を行う。詳細は以下の通り。

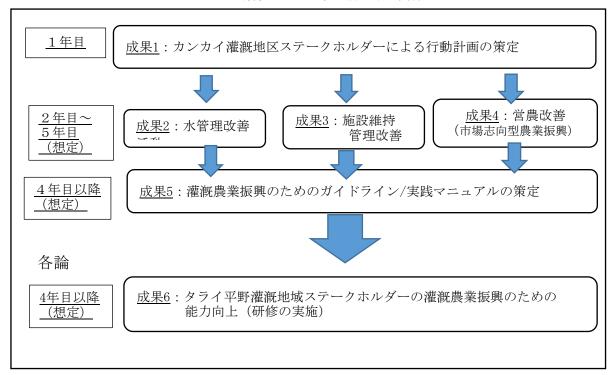
1) キャパシティ・アセスメントでは、灌漑農業の現状をステークホルダーが自ら分析し、その改善に向けた課題や各組織の役割を明確化するのを支援する。キャパシティ・アセスメントを通して、各課題に対する各ステークホルダーの対応力や不足点が把握される。そしてその結果を基に、各課題の解決に向け各ステークホルダーがどのような役割と責任をもつのか、どのような外部支援が必要かなどを明らかにした上で、行動計画の策定につなげることを企図している。

本プロジェクトの場合、関連政府機関が連邦・州・市 (municipality)、と多岐に渡るため、ステークホルダーが席を共にしてキャパシティ・アセスメントを実施することで、灌漑農業改善に必要な水利組合や農家への支援に係る各組織の役割や連携についての合意形成を促進することも必要である。

上記一連の活動において重要なのは、ステークホルダーによる「気付き・問題の特定」というプロセスであり、このプロセスを促すのがコンサルタントの役割である。これなしには第2フェーズ及びプロジェクト終了後の主体的な活動が見込めない。このプロセス重視の支援をどのように展開するかについては、JICAとも随時相談すること。また、ステークホルダー間の議論の活性化を促すために、ネパール以外の国における類似案件の教訓や好事例を適宜紹介すること。

なお、本業務後に予定している第2フェーズでは、第1フェーズでステークホルダーが作成した行動計画に基づいて協力活動を実施し、適切な水管理や農業生産性の向上を目指すことになる。なお、カンカイ灌漑地区において構築された灌漑農業モデルの成果は、研修やカンカイ灌漑地区への視察を通して、タライ平野内の他灌漑地区に普及する計画である。プロジェクト全体の流れ、成果の関係は、図5-1 期待される成果と協力年の関係に示すとおりである。また、2018年9月に実施した詳細計画策定調査でネパール側と合意した成果2~成果6の内容は、タライ灌漑調査技術報告書にまとめられているため、そちらも参照すること。

図5-1 期待される成果と協力年の関係



2) 水管理、灌漑施設維持・管理、営農(市場志向型農業)の技術研修では、灌漑農業振興に必要な基礎的技術を提示する。そのうえで、上述のキャパシティ・アセスメントにより明確となった各課題とその優先度ならびに現状を踏まえながら、ステークホルダーが灌漑農業改善に向けた行動計画を策定するのを支援する。

(3) 実施体制

1)合同調整委員会

合同調整委員会(以下、「JCC」)は、プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を目的として設置し、委員長はエネルギー水資源灌漑省Joint Secretaryが務める。

2) プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネジャー

プロジェクト・ダイレクターは、エネルギー水資源灌漑省水資源・灌漑局Deputy Director Generalが務め、JCC委員長の指示の下、プロジェクトの運営・実施全般に対する責務を負う。

プロジェクト・マネジャーは、カンカイ灌漑管理事務所Senior Divisional Engineerが 務め、プロジェクト・ダイレクターの指示の下、日々の活動の監理を担う。

3) PMC (Project Monitoring Committee)

PMCは四半期に一度、プロジェクトのモニタリングを行い、結果をJCCに報告する。構成は下図5-2のとおり。

4) Task Team

Task Teamは、**下図5-2のとおり**主にカンカイ灌漑地区のステークホルダーで構成され、日頃のプロジェクト活動をモニタリングし、PMCに対して結果を報告する。

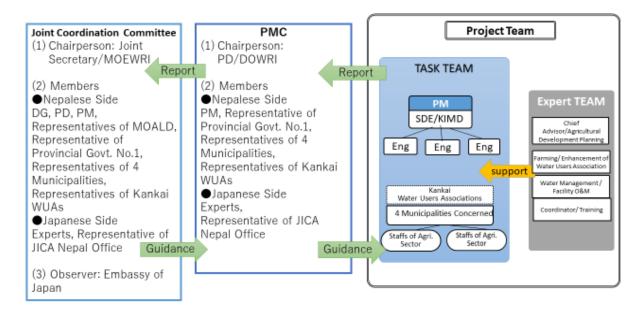
5) その他ステークホルダー

ネパールは現在地方分権化への過渡期であり、各組織の体制移管・人員配置、予算管理がまだ整っていない面があるため、当該地域の灌漑農業に係る関係機関については、留意が必要。

- ① AKC (Agriculture Knowledge Center): 園芸技術を提供する政府機関。地方分権化に伴い随時設立予定だが、Jhapa 郡にはまだ設立されていない。今後プロジェクトを進めていく上で巻き込むべき必要な組織と考えられる。
- ② 州政府:カンカイ灌漑地区は現在連邦政府下にあるが、今後州政府下に移行することが決定している。それに伴い、活動に係る役割や予算の出所も確認する必要がある。

5-2 プロジェクト運営組織図(案)

PROJECT OPERATIONAL ORGANIZATION STRUCTURE (draft)



(4) パイロットサイトの選定について

本プロジェクトで期待される成果(図5-1参照)は、主に、①水管理改善、②施設維持管理改善、③営農改善(市場志向型農業の振興)としているが、その中で①と②は灌漑地区全体に改善がなければ達成されないものである。したがって、施設維持管理及び水管理改善に係る活動は、カンカイ地区全体を対象とする。他方、③については、カンカイ灌漑地区関連の4市の各管轄地で各一つの支線水路ブロックをパイロットサイトとして選定し、活動を展開することとする。なお得られた成果は、研修などを通してカンカイ灌漑地区の他の支線ブロックおよびタライ平野の他灌漑地区へ普及する計画である。

パイロットサイトでの営農改善支援は第2フェーズに実施するが、本業務完了時(フェーズ1終了時)までにそのサイト選定を終わらせておくこと。

なおパイロットサイト選定に当たっては以下の点に留意すること。

(ア)対象地域

各municipalityから一つずつ、計4つの第二次支線水路ブロックを選定。

(イ) パイロット事業内容

SHEPアプローチを活用した市場志向型農業振興支援を行う。なお現時点では、栽培技術の指導は、地方政府(municipality)に配置されている普及員と、これを技術的に支援することが見込まれる第一州政府のAgricultural Knowledge Center(AKC)などの組織が担当することになると想定している。第一州のAKCは設置の途上にあり、政府による農業普及体制の確立に向けた状況や、フェーズ1の活動進捗状況などによっては、ローカルコンサルタント等の投入も視野に入れることになる。

(ウ) サイトの選定方法

基本的には先方のイニシアチブによって決められるべきであるが、日本人専門家として側面支援は行う。選定基準の詳細についてはタライ灌漑調査報告書を参照のこと。

(5) 運営指導調査

JICAは、プロジェクト実施期間中、活動の進捗状況の確認のため、運営指導調査団の派遣を予定している。派遣時期と回数及び詳細は、コンサルタントとJICAの協議により最終的に決定するが、現時点では行動計画実施状況の確認/行動計画の見直し時(後述の6.(8)を参照。)の派遣を計画している。5同調査の実施に際して、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理してJICAに提供するとともに、実務的に可能な範囲で、同調査団の現地調査に対して必要な便宜を供与するものとする。

(6) 本邦研修

本プロジェクトでは、フェーズ1の期間中に1回、技術移転の一環として本邦研修 を実施予定である。

コンサルタントは、C/Pと協議しつつ、研修対象者の人選(15~20名程度を想定)、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整(1週間程度を想定)等を行うとともに、研修に同行して実施監理を担う。また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前にJICAに提出すること。

(7) 広報・啓発活動

本協力の意義、活動内容とその成果がネパール及び我が国の国民に正しく理解されるよう、ネパール側関係機関とともに効果的な広報に努める。

6.業務の内容

業務の流れについては、図6-1を参照のこと。

(1) 事前調査

ネパールにおいて、以下に示す項目に関する調査を実施する。調査実施に際しての主たるネパール側相手機関は、実施機関であるエネルギー水資源灌漑省水資源・灌漑局(カンカイ灌漑管理事務所を含む)、協力機関である第一州政府の灌漑/農業担当部署、4市政府及びカンカイ水利組合である。

- M/M および R/D で合意された本プロジェクトの枠組み (PDM,PO,実施体制など) について確認する。
- カンカイ地区灌漑農業改善に向けた行動計画策定までのプロセスとスケジュール について協議する。
- 灌漑農業の現状と課題把握を目的に実施するベースライン調査の方法について、 意見交換する。

なお、本調査の前後ではJICAと打合せを行い、調査の方針や内容を確認する。

(2) 国内準備作業 (ベースライン調査の準備など) ベースライン調査の準備を行う。本プロジェクトのコンセプトはステークホルダー

⁵ JICA運営指導調査団は、ネパール側が見直したPDMとPOについて協議し、修正の要否について判断する。

自身による灌漑農業改善にあるので、ベースライン調査においてもコンサルタントは可能な限り技術的支援・助言に徹し、調査自体はステークホルダーを中心に行う。カンカイは広大な地区であるため、水管理、施設維持管理、営農(市場志向型農業振興)に係るベースライン調査が効率的に実施できるよう、事前検討と準備を十分に行う。なおほとんどのMunicipalityや普及員とのコミュニケーションはネパール語とならざるを得ないため、同言語による調査を前提に準備する。

(3) ベースライン調査の実施

水管理については、水配分の不均衡(上下流間)という問題が指摘されているため、 それを中心課題とした要因分析をハード面とソフト面の両面から行う。一方、施設維 持管理の調査では、その現状と課題を政府予算や水利費の問題、政府と水利組合間の 業務分担、ならびに組織能力などの観点から分析する。また施設維持管理の問題が水 管理に与えている影響(例:雑草の繁殖による通水障害など)についても調査する。

営農改善(市場志向型農業実現)に向けた具体的な調査は、成果4に係る活動で実施するため、ベースライン調査では「農業収入増加に向けた営農の改善点」「営農改善を支援するアクターの現状と課題」「農産物流通の現状と課題」などに焦点を当てる。

本プロジェクトでは、市場志向型農業の実現を通して、営農収入向上と農産物共同 出荷などによる水利組合の多機能化を図ることを企図している。それが実現すれば組 合員が組織加入のメリットを感じることができ、水利組合活動も自ずと活性化すると 予想される。また営農収入の向上は、徴収水利費の増加による持続的な灌漑地区の運 営にも繋がる。

なお、先方政府の繁忙期を踏まえ、2019年6月中旬ごろまでに調査を終えることが望ましい。

本調査後、調査結果の共有及び、今後の研修の内容についてJICAと協議する。

(4)カンカイ地区の灌漑農業改善に必要な基礎技術に関する研修教材の作成

(水管理、施設維持管理、市場志向型農業に必要な基礎技術)

ベースライン調査で明らかになった課題(想定される例:水配分の不均衡、不適切な施設維持管理、農産物市場価格の安さなど)の解決、換言するならば灌漑農業改善に資する基礎技術研修用の教材を作成する。あくまでもカンカイ地区の灌漑農業改善に焦点を当てた内容の教材とし、一般的な教材にならないように注意する。カンカイ灌漑地区のステークホルダーである研修受講者の理解促進のため、教材のうち、重要な部分はネパール語で記述する必要がある。

(5) カンカイ灌漑地区のステークホルダーを対象とした灌漑農業改善に向けた基礎技術研修の実施

同地区ステークホルダーを対象とした上記基礎技術研修を、コンサルタントが講師を務めて実施する。この研修を通して、同地区ステークホルダーの灌漑農業改善への気づきを深める。

(6) 本邦研修(本プロジェクトに係るネパール側関係組織の代表者を日本に派遣 し、水管理、施設維持管理、市場志向型農業、キャパシティ・アセスメントに係 る研修を実施する)

エネルギー水資源灌漑省、第一州政府、4市、カンカイ灌漑管理事務所、カンカイ水利組合の代表者(15名程度を想定)を対象とする本邦研修を実施する。土地 改良区や市場志向型農業の現場の視察などを通した灌漑農業改善に向けた知見の習 得を目指す。また本研修内のキャパシティ・アセスメント基礎研修の受講を通して、本邦研修後に行われる行動計画策定への準備を行う。

なお、本業務と次の(7)本邦研修フォローアップにより、カウンターパートが 行動計画の策定を完了できるよう、一連の内容、流れ、要点などは事前にJICAと確 認すること。研修中も適宜報告すること。

(7) 本邦研修フォローアップ (キャパシティ・アセスメント) / カンカイ灌漑地 区の灌漑農業改善に向けた行動計画の策定

本邦研修のフォローアップ、各ステークホルダーに係るキャパシティ・アセスメント並びに行動計画の策定の支援を行う。フォローアップでは、本邦研修に参加した代表者の成果発表や、彼ら主導のキャパシティ・アセスメントを行う。その結果をもとに、専門家からの指導・助言を得ながら、ステークホルダー自身でカンカイ地区灌漑農業改善に向けた行動計画を作成する。なおその行動計画で活動実施上の各ステークホルダーの役割と責任ならびにインプットが明確になるよう留意する。ネパールの長期休暇を考慮し、9月中までにこの活動を実施することが望ましい。

なおフェーズ2において、普及性に富むモデルが形成できるように、ネパールのリソースを最大限に活用し、ドナー等外部からの継続した支援を前提としない内容の行動計画となるよう、適宜助言する。

ステークホルダーは、以下に示すプロセスに沿って行動計画を策定する、というのが現時点での想定である。また、最終的には下記のような体裁の工程表が完成することを想定している。

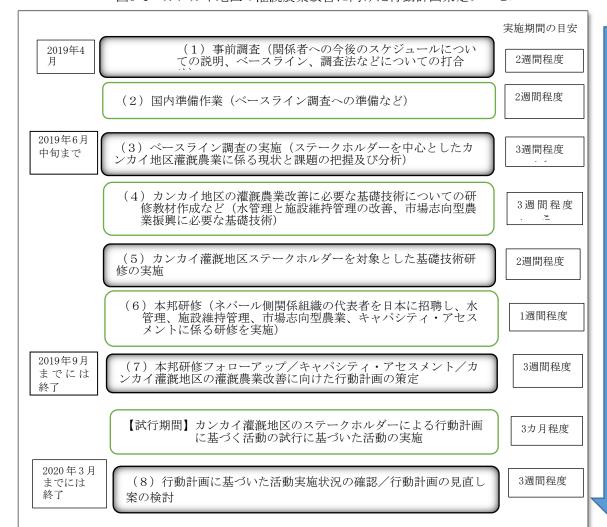
- ① PDM の成果と活動を詳細化する
- ② 各活動をどの組織が担うか、役割分担を明確化する
- ③ どのような JICA からの支援が必要かをリストアップする

※参考

Act	Activities		Organization Budget	Budget	Input(Human resources, technical quidance,	1st					4th				Requirement for JICA
	S	Sub-Activities			equipment and etc)	I	I	Ш	N		I	I	П	IV	Technical assistance
Outp	ut 1: The Iss	sues regarding the Irrigated	Agriculture in Kanl	kai Irrigatio	n Scheme are analyze	ed and	shared	by the	Stakeh	olders then	selves	, and t	he Acti	on	
	situation and issues on the irrigated agriculture in Kankai Irrigation Scheme		Main:												
aç		Sub:													
	1-2 Impleme	Implement the Training Workshop for juisition of necessary basic	Main:												
kno <u>Irric</u> 1-3	knowledge on the improvement of Irrigated Agriculture.	Sub:													
	1-3 Implement the Participatory Capacity	Main:													
	Assessmer	Assessment	Sub:												

(8) 行動計画実施状況の確認/行動計画の見直し

(7)の活動で行動計画と工程表が完成した後、約3か月間を試行期間として設定し、ステークホルダーが自ら活動を実施に移すよう促す。この試行期間中、コンサルタントの介入は行わない。3か月の経過後、コンサルタントは試行期間中の活動結果をステークホルダーと共に確認する。その評価結果を基に、ステークホルダー間で協議をさせて、行動計画の見直し、さらには第2フェーズの行動計画の作成を支援する。



7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

1)業務計画書

記載事項: 共通仕様書の規定に基づく

提出時期:契約締結後10日以内部 数:和文3部(簡易製本)

2) プログレス・レポート

記載事項:調査及び研修の結果及び教訓を報告。それらを踏まえた今後の調査、 研修準備に係る課題、検討事項及び提言を記載。様式は簡易なもの を想定。

提出時期:⑦**の業務終了後2週間以内** 部 数:和文3部、英文要約3部

3) モニタリングシート(CP機関と合同で作成)

記載事項:活動の進捗(投入、成果等)、活動計画・内容の変更(計画に

対する進捗程度、変更点等)を記載。なお、案件開始時には、R/Dに

添付されたPDM、POを基にモニタリングシートVer.1を作成。

提出時期:案件開始時点含む6か月毎。

部 数:英文5部

4)業務実施報告書

業務全体の調査結果、業務務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項:

- ① 最終報告書の概要
- ② 行動計画
- ③ 活動内容 (調査)

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

④ 活動内容(技術移転)

現地におけるセミナー・研修、本邦研修(もしくは第三国研修)等を含めて、業務の中で実施した技術移転の活動及び効果について記述。

- (5) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、調査体制等)
- ⑥ 第2フェーズの活動に対する提言

(添付資料)

- a) 業務フローチャート
- b) 業務人月表
- c) モニタリングシート
- d) 研修員受入れ実績
- e) 調査用資機材実績(引渡リスト含む)
- f) 合同調整委員会議事録等
- g) その他調査活動実績

提出時期:業務終了時

部 数:和文3部(簡易製本)、英文3部(①最終報告の概要のみ)

(2) 議事録等

ネパール側と行う重要な協議や、JICAとの各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。

(3) 日本の会計年度毎の研修人数

ネパール国内外で研修、セミナー、ワークショップ等で能力強化をおこなった人数を毎年度末にJICAに報告する。

(4) その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2019年3月から2020年3月までの実施を想定している。 第2 業務の目的・内容に関する事項の6. (7)図6-1を参照のこと。

- 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)
- (1)業務量の目安合計 約11M/M
- (2)業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成分野(案)を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1)総括/水管理/施設維持管理(2号)
- 2) 営農/水利組合(3号)
- 3) キャパシティ・アセスメント (3号)
- 3. 相手国の便宜供与
 - (1) カウンターパートの配置
 - プロジェクトダイレクター(灌漑局長)
 - ・プロジェクトマネージャー (カンカイ灌漑地区管理事務所所長)
 - ・サブプロジェクトマネージャー(カンカイ灌漑地区に関連する市の市長)
 - (2) フルタイムカウンターパート(灌漑局、関連市役所)の配置
 - (3) プロジェクト事務所の提供
 - (4) カウンターパート資金
 - C/Pの出張費、活動費など
- 4. 配布資料 · 公開資料

【配布資料】

- ・タライ平野灌漑農業振興プロジェクト 詳細計画策定調査 協議議事録 (M/M)
- ・タライ平野灌漑農業振興プロジェクト R/D
- ・タライ平野灌漑農業振興プロジェクト リスク管理チェックリスト
- ・タライ灌漑調査技術報告書

【公開資料】

・ネパール連邦民主共和国 タライ平野灌漑システム維持管理支援にかかる情報収集・ 確認調査ファイナル・レポート

http://open_jicareport.jica.go.jp/833/833_116_12289252.html

・ネパール国農業・農村開発プログラム形成準備調査最終報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12127270.pdf

5. 機材の調達

(1)業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、機材の調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則って行うこととする。

6. 再委託

再委託を行うことが適当と考えられる調査については、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。 なお、これにかかる費用は本見積とする。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務に関しては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結する。年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

(3) 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。